

## 福島県職員男女共同参画推進行動計画の一部改定（概要版）

### 1 計画の趣旨

本県の政策立案や意思形成過程へ男女双方の意見を取り入れるべく、女性の参画をさらに進めるとともに、職員全員が「働き方改革」等による仕事と生活の双方の充実を図り、その個性と能力を十分に発揮することで、これまで以上に県の復興・創生に向けた取組を充実・強化していくことができるよう、具体的な取組方針を示し、取り組んでいくもの。

### 2 計画の位置づけ

- ① 本県職員の男女共同参画推進にあたっての基本計画
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（教育委員会、警察本部職員を除く）
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画（教育委員会、警察本部職員を除く）

### 3 計画の期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

### 4 改定の趣旨

- ◇ 令和5年4月1日時点における女性管理職の割合について、令和7年度の目標値である12%を2年前倒しで達成したことから、目標値を「15%」に引き上げる。
- ◇ 本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、国・地方公務員の男性の育児休業取得率の目標値が「R7：85%（1週間以上の取得率）」とされたため、目標値を「1週間以上の取得率100%」に引き上げる。

### 5 改定内容

項目	現目標値 (令和7年度)	新規目標値 (令和7年度)	参考 (直近の実績値)
管理職層（特別調整額受給者）に占める女性の割合	12%	<u>15%</u>	12% (R5)
男性職員の育児休業取得率	100%	100% <u>(1週間以上の取得率)</u>	62.9% (R4)